

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成28年12月12日（月）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

伊部智隆，内嶋順一，浦木厚利，押川渉，河原俊也，小村陽子，白石葉子，大門匡，仁平正夫，藤塚正人，

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐

（オブザーバー）

家事次席書記官，家事訟廷管理官，家事訟廷副管理官，家事訟廷庶務係長

第4 テーマ

家庭問題に関し，家庭裁判所の適切な利用を促進するための広報上の工夫について

第5 議事（以下，◎委員長，○委員，◆オブザーバー及び事務担当者）

1 事務局長から，テーマの趣旨等について，次のとおり説明した。

家庭裁判所において取り扱う家事のケースは，紛争性の高いものから，紛争性のない公的な手続まで存在し，誰もが当事者になる可能性がある。手続の種類は夫婦や子供に関する問題，親族・相続に関する問題，戸籍に関する問題，成年後見に関する問題等多種多様で，また，解決の手段も調停，審判，訴訟など複数ある。

そのため，家庭裁判所では，御本人によってスムーズに申立ていただけるよう，来庁された方に対しては「家事事件手続案内」として，裁判所で取り得る手続の案内を行ったり，手続説明用のDVDを視聴していただいたりしている。また，各種パンフレットを用意して御案内しているほか，裁判所ホームページや市区町村広報誌への記事掲載等を利用するなど，家事事件の説明や広報を行っている。

しかし，寄せられる問合せ等からは，家庭裁判所において解決できるケースや手続の種類・内容が分からず，申立てを躊躇されている方や，家庭裁判所で現に手続を行う場合にも，その手続や裁判所の説明に疑問を持たれ，十分に納得いただかないまま手続を利用されている方も少なからずいらっしゃるのが実態のようである。

そこで，家庭に関する問題に直面された方々が，その問題を解決するため適切に家庭裁判所を利用していただくことを促進する上で，裁判所の情報発信の在り方，広報において更に工夫すべき点はないか，例えば専門用語の使用の在り方，利用者の方に必要な手続や現に手続を利用した場合の影響等について適切に理解いただくための教示の在り

方について、委員の皆様から御意見をお伺いし、今後の広報活動に生かしたいと考え、このテーマとした。

2 引き続き総務課長から横浜家庭裁判所における広報活動の取組等について、説明があった。

3 意見交換

- ◎ 裁判所における広報については、①特に家庭裁判所の利用を予定していない方々に対して広く一般的な広報を行う段階、②一般の方が申立てをしようと考え、パンフレットを関係機関で受け取ったりインターネットを利用したりして情報を収集する段階、③実際に申し立てるために家庭裁判所に来庁される段階が考えられる。今回は、実際に申立てを受け付け、手続を開始してからの当事者の方への説明の在り方については含めず、別の機会に検討させていただくこととする。裁判所が使用する専門用語の説明の在り方については、法律に従って正確な表現を貫こうとすると難解な用語となり、分かりやすく平易な言葉で表現すると別の意味にとられてかえって誤解を与えてしまうといった難しさがある。例えば、裁判所の手続を「事件」と呼んでいるが、一般的には、「事件に巻き込まれた。」、「事件を起こした。」というイメージがあると思われる。こうした点も含め、委員の方から、自由に御発言いただきたい。
- どの手続を利用するか決まってからのパンフレットやリーフレットは揃っていると思うが、漠然と困った状態にある方が何の手続をとれるかについてのパンフレットはあるのか。
- ◆ 家庭裁判所の手続の中で実際にどの申立てをすればよいか分からない方に対してどのような手続があって、それぞれがどのように流れていくというようにチャート図で分かる総括的なパンフレットは用意がないが、直接来庁していただければ、申立てが可能な手続の種類やその方法について、家事手続案内をしている。
- パンフレットやリーフレットを見ると、表現が固い印象を受ける。特に、ウェブサイトの情報は比較的若い世代の方も多く利用すると思われるが、若い世代の方にもなじみのある表現としたり、エピソードを交えて、利用できる手続の説明をすると、身近に感じられ、具体的にイメージしやすく、分かりやすいと思われる。
- 法律用語は、分かりやすさを求めて曖昧な言葉で表現すると、かえって受け手に多義的にとらえられる可能性があると思う。かといって、法律用語のまま説明しても分かりにくいと思う。経験的には、事例でよくあるパターンを示して具体的に説明すると、一般の方々にも理解していただきやすいと感じている。自分の思う解決のために裁判所が動いてくれると受け止めている方に対しては、家庭裁判所は、中立公平な立場でサービスを提供する機関であると説明し、弁護士会等を紹介いただくのがよいと思う。
- 困った方が必要な情報にアクセスでき、解決手段にたどりつけることが広報の目的と考えられるが、裁判所のウェブサイトは、動画配信や出前講義の紹介など内容を工夫しているものの、その情報にたどりつくまでに手順と時間を要するようになる。また、文字の説明が多いので、グラフィックの活用も検討してはどうかと思う。
- 現状のウェブサイトが必要な情報にたどりつける方は、ある程度裁判所の手続について知識を持っている方だと思う。一般の方が悩みを相談しそうな身近なサイトから

家庭裁判所で解決する方法につながるようなルートも検討してはどうかと思う。

手続について説明されたリーフレットやパンフレットが置かれている場所や送付先を教えてください。

- ◆ 裁判所内には、待合室や受付窓口それぞれの手続について説明したリーフレット等を備えている。また、利用者の方々が裁判所を利用する前に相談等に行かれることが多いと思われる県内の市区町村、弁護士会、児童相談所、警察署、法テラス、女性相談所等へも送付して、それぞれの来庁者に裁判所の案内を依頼している。
- 4 次に、家事訟廷管理官及び家事訟廷副管理官から、家事手続案内の取組等について説明を行い、その上で、家事訟廷庶務係長が来庁者役に扮した職員を相手に、家事手続案内場面を実演した。
- 5 意見交換
 - 実際の手続案内場面も御覧いただいたが、案内場面のやりとりについても含め、自由に御意見をいただきたい。
 - 当事者としては、手続が最終的にどうなるかを見据えられた方がよいため、調停不成立後どのような手続をとり得るのかを説明した方がよいのではないか。
 - ◆ 手続案内の時点では、どの手続を取ったらよいか全く分からない方もいるため、その先々の手続については個々の状況によらざるを得ない場合もある。調停手続が進行し、仮に調停が不成立に終わった際には、調停委員や書記官から今後どのような手続があるのかを説明している。その際は、人事訴訟の流れ等を説明したパンフレットをお渡しすることもある。
 - 自治体の無料法律相談においても、家庭裁判所のウェブサイトにも申立書があることや家庭裁判所に行けば申立書をもらえることを教示することがある。
 - 裁判所のウェブサイトについて、障害のある方は、画面の下までスクロールする動きが難しい場合もあるため、クリックするだけでページの上や下部に画面が移動するような配慮があると操作しやすいと思う。また、よくある質問については、映像による説明があると、より理解しやすいと思う。
 - 調停協会は、年に1回、一般の方々に対して民事調停及び家事調停についての手続案内をしているが、その際、新聞、タウン誌や町内会を通じて広報を実施して、効果があると感じている。
 - 家事手続案内の利用者数に変動はあるか。
 - ◆ 本庁における家事手続案内の利用者数は、平成27年度で約7200件であるが、この2年間は前年度から約400件ずつ減少している。裁判所のウェブサイトを見た方からの問合せも増えていることから、来庁して手続案内を受ける方が減少していると考えられる。
 - 裁判所では、やはり正確な説明が重要と考えられる。例えば、離婚を考えている方の場合、調停が不成立となってもすぐに裁判手続を進めようと思わない方もいると思う。このため、手続説明のためのツールは、どのような状況の方が見ても適当である内容とし、個別に補足すべき情報は説明する職員が補い、裁判所の公平中立な立場になじまない内容については、適切な機関を紹介するというスタンスが今後も望まれる。
 - 裁判所のウェブサイト上にビデオ貸出しの案内があるが、タイトル名や映像コンテ

ンツの内容を提示し、ダイジェスト版の視聴ができるようにするとよいと思う。

◎ 本日は、有益な御意見を色々いただいた。当庁で工夫できる点を考え、生かしていきたいと思う。

第6 次回テーマについて

最近の少年非行の傾向を踏まえて、再非行を防止する上で必要となる家庭裁判所の工夫－補導委託の活性化を中心に－